



「元気な今から最期まで介護予防

～ 老いてもなお地域で暮らせる地域づくりとは ～

シルバーリハビリ体操の創設者

講師 大田 仁史 氏



日時：11月23日(土祝) 開演 9:30 (12:00 終了予定) / 開場 9:00

場所：志賀町文化ホール 2階 大ホール

主催：志賀町健康福祉課

後援：公益社団法人 石川県理学療法士会

健康福祉課内 地域包括支援センター ☎ 32-9132

志賀町要保護児童対策
地域協議会だより



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。



11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は、社会で解決する問題です。

「189 (いちはやく) ちいさな命に 待ったなし」

●児童虐待とは・・・？

子どもの虐待とは、保護者によって子どもに加えられた行為で、次のように分類されます。
子どもの心身に深刻な影響を与えるため、早期発見、早期対応が大切です。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、戸外に締め出す など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、不潔なまま放置する、自動車の中に放置する、病気になっても病院に連れて行かない、学校へ行かせない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) など

「もしかして虐待かも？」と思ったら匿名でもかまいませんので、ためらわずにご相談下さい。

児童虐待の相談対応件数は年々増加しています。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。また虐待をしてしまうかも知れないといった相談も聞かせてください。連絡先や連絡内容に関する秘密は守られます。近所の家庭の様子がおかしいなと思ったり、悩んだときは、下記に電話してください。

相談機関窓口	電話番号
志賀町役場 住民課 児童相談 休日夜間携帯電話	32-9122 090-8267-4693
七尾児童相談所	0767-53-0811
児童相談所全国共通ダイヤル (お住まいの地域の児童相談所につながります)	いちはやく 189





「ひとつずつ いいね！ で確認 火の用心」

秋季火災予防運動 11月9日～15日

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



住宅用火災警報器は命を守る「切り札」です

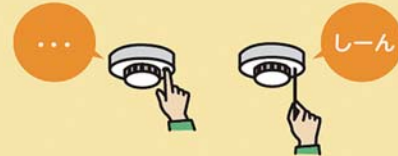
住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。ご自宅の住宅用火災警報器は、正常に作動しますか？

古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。法律で設置が義務付けられてから、交換の目安の10年が経ちました。ボタンを押すか、ひもを引いて作動しない場合は、速やかに新しい住宅用火災警報器に交換しましょう。

また、設置のお済みでない人はお早めに設置してください。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

出典元：一般社団法人 日本火災報知器工業会 HP より

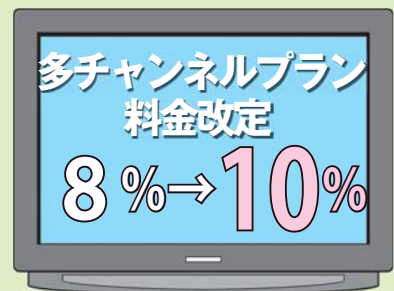
ケーブルテレビ

利用者料金等改定のお知らせ

プラン名		月額利用料	
		現行	改定後
多チャンネルプラン(1台目) ※2台目、3台目以降も10%に改定	Sプラン	1,620円	1,650円
	Mプラン	2,700円	2,750円
	Lプラン	4,104円	4,180円
	Oプラン	5,184円	5,280円

金額には、消費税等相当額を含みます。

消費税の改定に伴い、ケーブルテレビ利用料金等が改定されます。ご理解とご協力をお願いします。



☎情報推進課 ☎32-9261

有料広告欄

ラーメン和

おかげさまで 15年！

11月中旬改装オープン予定。ご注文時に「広報しかを見た」でお好きなトッピングを1つサービスいたします！(令和元年12月まで)

定休日 毎週月曜日
 営業時間 11:30～14:00 / 17:00～21:00
 電話 090-2375-9223

【しかばす・北鉄能登バス】千鳥ヶ浜バス停まえ

「広報しか」有料広告募集中！

広告の規格【大きさサンプル】カラー1枠(実寸大)

1枠(45mm×88mm) 11,000円
 2枠(45mm×178mm) 22,000円

掲載申込受付は、掲載号の前々月15日まで

詳しくは… [広報しか](#) [有料広告](#) [検索](#)

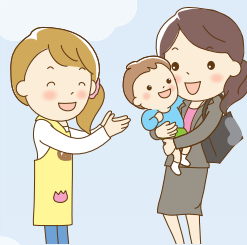
☎情報推進課 ☎0767-32-9261



11月号から価格変更

令和
2年度

保育園・認定こども園の 入所申込を受付けます



令和2年度の入所申込を受付けます。各保育園・認定こども園、または役場住民課に備えてある申込書に必要事項を記入し、入所を希望する施設へ提出してください。(新規入所・継続入所共に申請が必要です)

支給認定区分	対象とする子ども	主な利用施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする子ども	

◎2号・3号認定は、保護者の就労時間などにより、最長11時間利用できる「保育標準時間」と、最長8時間利用できる「保育短時間」に区分されます。

保育園・認定こども園などを
利用する際は、必要性に応じた
「教育・保育給付認定」を受け
る必要があります。

教育・保育給付認定

令和2年4月1日(水)～
令和3年3月31日(水)まで

入所期間

11月1日(金)～22日(金)まで

申込期間

● 町内施設一覧 (公立4カ所、私立1カ所)

*いずれの施設も、生後2カ月からの受け入れとなります。

区分	町内保育園	所在地	電話番号	予定定員	保育利用可能時間 (月～土曜日)	特別保育	
						延長保育(※1)	休日保育
公立	高浜保育園	高浜町	☎ 32-0214	145人	【保育短時間】 8:30～16:30 【保育標準時間】 7:30～18:30	【保育短時間】 7:00～8:30 【保育標準時間】 16:30～19:00	○ (※2)
	土田保育園	館開	☎ 37-1002	80人			
	中甘田保育園	大島	☎ 32-0369	70人			
	とぎ保育園	富来領家町	☎ 42-0366	126人			
私立	幼保連携型 認定こども園 すばる幼稚園	末吉	☎ 32-2640	215人	保育 (2・3号)	【保育短時間】 7:00～8:00 16:00～17:00 【保育標準時間】 7:00～7:30 18:30～19:00	○
					教育 (1号)	月～金曜日 8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～19:00

志加浦保育園は令和2年3月末をもって休園します。

(※1) 延長保育は別途料金がかかります。

(※2) 町内公立保育園の児童は、高浜・とぎ保育園で休日保育が利用できます。

● 申し込み方法

継続利用の人	新規申し込みの人	町外の施設を利用する人
① 保育園から教育・保育給付認定現況届を兼ねた入所申込書が配布されます。	① 保育園または住民課子育て支援窓口で教育・保育給付認定申請書兼入所申込書を受け取ってください。	志賀町外の幼稚園や保育所、認定こども園などの利用を希望する人(すでに利用されている人)は、住民課子育て支援窓口で手続きをお願いします。
② 必要添付書類を揃え、入所申込書と一緒に保育園へ提出してください。	② 必要添付書類を揃え、入所申込書と一緒に希望する保育園へ提出してください。	
③ 現在の保育園を継続利用できます。	③ 志賀町から支給認定証が交付されます。(2月頃予定) ④ 決定した保育園を利用できます。	

保育料
4～8月分は保護者の前年度(令和元年度)の町民税額をもとに、9～3月分は当年度(令和2年度)の町民税額をもとに決定します。(3歳～5歳児の保育料、副食費は無償です。)

★詳しくは… 各保育園・認定こども園または住民課保育担当(☎ 32-9122)まで

手話

しゅっぴいどうわっち
shoud be do watch
shold be do watch= みるべき



今年度採用の役場職員が
毎月手話で登場します。
今月は、日中のあいさつ
です。



おはよう



①こめかみ付近に握った
右手をあて、ひじを下
ろす。



②向かい合わせた人指し指
を折り曲げながら、軽く
おじぎをする。

こんにちは



①人指し指と中指を立てて、
ほかの指は握り、人差し
指側を肩間にあてる。



②向かい合わせた人指し
指を折り曲げながら、
軽くおじぎをする。

住民課 南 佳凜 (みなみ かりん)

住民課の総合窓口を担当しています。

お客様には笑顔で親身に対応するよう心がけております。

一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひします。

わからないことがあれば、お気軽にお声掛けください。

マイナンバーカードの申請をお手伝いします!

志賀町では、マイナンバーカードの申請に必要な顔写真を職員がタブレット端末で撮影し、申込みまでを補助するサービス(無料)を行っております。予約は不要ですので、お気軽にご利用ください。

◆時間/場所 平日 8:30 ~ 17:15 / 住民課、富来支所窓口
土曜日(祝日を除く) 9:00 ~ 12:30 / 住民課

◆持ち物 次のいずれかをお持ちください。
・個人番号カード交付申請書(通知カードの下部にあります)
・運転免許証、健康保険証などの身分証明書



【志賀町文化祭で出張窓口を開設します】

志賀町文化祭の会場でマイナンバーカードの申請受付を行います(予約不要)。所要時間は顔写真の撮影を含めて10分程度ですので、ぜひご来場ください。

◆日 時 11月3日(日・祝) 10:00 ~ 16:00
◆会 場 志賀町文化ホール1階応接室
◆持ち物 運転免許証、健康保険証などの身分証明書



問 住民課 ☎ 32-9121 ・ 富来支所 ☎ 42-1108

こんにちは!

ハローワーク羽咋です!



◆「履歴書」を書かれたこと、ありますか？

企業に応募する際に、必ず必要な書類は？
そう「履歴書」です。
皆さん、作ったことはありますか？
「簡単だったよ!」と考えている人、本当に大丈夫ですか？

◆ 企業からは、不採用の理由として、こんな声が届いています。

「面接時に古い履歴書を持ってきた。使い回しなんてありえません。」
「志望動機欄に「家が近い」と一言。それだけなの?」
「写真も貼らず、志望動機欄も資格欄も空欄のまま。これってあまりにも失礼では?」
簡単だと思って書いたのに、企業には悪い印象を与えてしまうケースもあります。
企業の採用担当者は、書かれている事実だけではなく、作成にあたっての「丁寧さ」、「正確さ」や「表現力」など、すべてを採用の基準で見えています。
言うなれば、「履歴書」はあなたの「保証書」なのです。

◆ ハローワーク羽咋では、みなさんの「履歴書」の点検をしています。

完成前の状態でもOKです! 不安を解消して自信を持って、応募してみませんか。

「運輸業」企業説明・面接会 のお知らせ

主 催：石川労働局・石川県トラック協会
共 催：ハローワーク七尾・羽咋
日 時：11月11日(月) 13:45～16:00
会 場：コスモアイル羽咋 1階研修室
対象者：運輸会社への就職を希望する方

経験のある人、経験がなくても運輸業に興味がある人は、説明を聞くだけでもOK!
ぜひ、ご参加ください

☎ハローワーク羽咋 ☎ 0767-22-1241

相法 談律

家族信託について(その2)

Q・私には、中学2年生の長男と小学校6年生の長女がいます。私の父は、二人の孫を大変可愛がっており、孫が大学に行くならば、学資を援助すると言ってくれています。しかし、子どもが大学に行く頃には父も高齢で、最近の父は物忘れもひどく、認知症になるのではと心配しています。父のお金を使って、二人の子どもを東京の大学に行かせたいと思っていますが良い方法はありませんか。なお、私には独身の弟がいます。

A・お子さんが大学生になった時に、父親が認知症になった場合、父親の口座から勝手にお金を引き出すことはできず、通常、成年後見人を立てる必要があります。しかし、成年後見人は、「本人を保護・支援」するための制度、つまり、父親の入院費、施設利用の費用などの父親のためにお金を引き出す場合のための制度であって、本人の家族を保護・支援する制度ではありません。そのため、孫の大学の費用のために成年後見人制度を利用してお金を出すことは困難です(この点で成年後見の制度は、融通がきかない場合があります)。そこで、父親が元気で判断能力

・弁護士 國田 武二郎 (堀松出身)
東京地検、名古屋地検、横浜地検、仙台高等検察庁検事等を歴任。現在は「あすなろ法律事務所」を開設し弁護士として活動しています。愛知学院大学の特別教授も務めています。



があるうちに、父親のお金について相談者に「信託」すれば、孫が大学に行くときに、父親が認知症になっても、信託されたお金から孫の学資を出すことができます。父親が亡くなっても、お金は相続財産にならないので、弟から文句を言われることもなく、学資として相談者は使うことが可能です。また、仮に、成年後見人がついていても、お金は信託を受けた相談者が管理しているので、学資に出すことはできます。このように、家族信託をすることにより、父親がどのような状態になっても、父親の希望を叶えてあげることができ

ます。
問題は、父親から孫への贈与と見られて、贈与税がかからないかという点です。この点について、国税庁は「扶養義務者(父母や祖父母)相互間において生活費や教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち、「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税に対象にならない」と通告しています。つまり、学資(義務教育に限定されません)は通常「必要費」のため贈与税もかからないので安心してください。もつとも、通学のために孫に車を購入したとかマンションの購入などになると通常必要費ではなく、贈与税はかかるので注意してください。